

## 議案第2号

### 市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する 条例

市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給料の月額、新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例（昭和44年新座市条例第7号。以下「給与条例」という。）第3条及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年新座市条例第8号）第3条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、次のとおりとする。

- (1) 市長 給与条例第3条第1号に定める月額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 副市長 給与条例第3条第2号に定める月額に100分の95を乗じて得た額
- (3) 教育委員会教育長 教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条に定める月額に100分の95を乗じて得た額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与の支給の特例を定めたいので、この案を提出するものである。